

法令の改正・通達等から

厚生労働省

「令和6年度労働行政方針」を策定

厚生労働省は、「令和6年度地方労働行政運営方針を策定しました。」（令和6年3月29日）

各都道府県労働局では、これを踏まえて計画的な行政運営を図るとしています。重点項目の概要は次のとおりです。

1 安全で健康に働くことができる環境づくり

(1) 長時間労働の抑制

- ①長時間労働抑制に向けた監督指導の徹底
- ②建設業、自動車運転者等に係る時間外労働の上限規制の周知徹底

(2) 「第14次労働災害防止計画」を踏まえた、安全

で健康に働くことができる環境の整備

①高年齢労働者・外国人労働者等の労働災害

防止対策の推進

②個人事業者に対する安全衛生対策の推進

(3) 業種別の労働災害防止対策

- ①陸上貨物運送事業…積卸し時の安全対策
- ②建設業…足場からの墜落・転落防止対策
- ③製造業…機械等の製造・使用時のリスクアセスメント実施、残留リスクの明確化
- 2 その他の重点事項…新たな化学物質規制、石綿ばく露防止対策…ほか（詳細は厚労省HPに）

厚生労働省は、「令和6年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項」を公表しました。

建設業の令和5年の死亡災害は、前年より減少する見込みであるものの、全産業の死亡災害の29・2%と依然高い比率を占めており、「14次防」の2年目に当たり、建設業における労働災害の一層の減少が求められています。

厚生労働省では、建設業界に対して次の留意事項の推進を強く要請しています。

《留意事項の概要》

- (1)足場、はしご・脚立からの墜落・転落防止対策、墜落制止用器具の適切な使用
- (2)建設工事の現場等における荷役災害防止対策
- (3)交通労働災害防止対策
- (4)車両系建設機械運転中の墜落・転落防止対策
- (5)一人親方等の安全衛生対策
- (6)熱中症予防対策
- (7)石綿健康障害予防対策
- (8)労働安全衛生マネジメントシステムの活用
- (9)安全衛生教育の徹底…ほか

（詳細は厚労省HPに）

厚生労働省

「建設業の安全衛生対策留意事項」を公表